

議案第61号

杉並区大宮前体育館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成25年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区大宮前体育館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

杉並区大宮前体育館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

コナミスポーツ&ライフ・杉並建物総合管理事業協同組合共同事業体

品川区東品川四丁目10番1号

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(提案理由)

杉並区大宮前体育館に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6
項の規定に基づき、提出するものである。